



令和 6 年度後期分授業料免除申請のしおり (前期・後期一括申請用) (学部・大学院共通)

(申請に当たっての注意事項)

1. 後期授業料免除の申請を希望する者は、このしおりを熟読のうえ、それぞれ所定の申請受付期間内に申請して下さい。
2. 授業料免除の申請を受理された者は、選考結果が通知されるまでは納付が猶予されますが、選考結果が通知される前に授業料を納付した場合には、申請を取消しますのでご注意ください。
3. 関係書類を提出する際は、記入漏れがないか、提出書類が全て揃っているかを再確認して下さい。申請書類等に不備がある場合は不許可とします。また、記載内容が事実と異なることが判明した場合は、免除の許可を取り消します。
4. 申請書類受付後、提出された書類のみでは不十分と大学で判断した場合は、別途、証明書等を請求します。指定された期限までに請求された書類を提出しなかった場合、申請を辞退したものとみなします。
5. 提出する書類は、すべて個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。やむをえず記載のある書類を提出する場合は、個人番号（マイナンバー）部分を黒塗り等し、読み取りが出来ないようにしてください。
6. 提出書類は授業料免除業務に利用され、その他の目的には利用されません。

(目次)

- I 授業料免除について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 2
- II 提出方法・提出書類について・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 3

【授業料免除に係る申請書様式】

- 後期分授業料免除申請に係る申立書
- 後期分授業料免除申請に係る申立書用チェックリスト

【申請にあたっての注意事項】

- ◆前期分の申請時に申告した家計状況、家族状況並びに収入状況等に変動が生じた場合は、後期分授業料免除の申請書類一式をあらためて提出してください。
- ◆「前・後期一括申請」を行った者で、前期申請時と家計状況等に変更が生じたにもかかわらず、変更の申告をしなかった等、虚偽の申請であることが判明した場合は、遡って免除結果を取り消すことがありますのでご注意ください。
- ◆後期申請時に「後期分授業料免除申請に係る申立書」を提出しなかった場合は、後期申請を辞退するものとして取り扱いますのでご注意ください。

授業料免除を申請する学生は、提出先、提出期限を遵守して下さい。指定された期日までに提出がない場合、申請は受理できませんのでご注意ください。

【授業料免除に関する照会先】

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町 1 番地 鹿屋体育大学学生課生活支援係
電話：0994-46-4888 (月～金曜日8:30～17:15) e-mail: gaku-s3@nifs-k.ac.jp
DLページ： <https://www.nifs-k.ac.jp/campus-life/fees/tuition-fee-exemption/>

I 授業料免除について

後期分授業料免除の申請基準日は、『**令和 6 年 10 月 1 日**』**現在**となります。基準日現在の状況で申請してください。

提出された申請書等に基づき選考し、予算の範囲内で各学期の授業料の全額又は半額免除を決定いたします。授業料免除を希望する者は、次の事項に留意し、このしおりを熟読のうえ、申請に必要な書類等を揃えて、申請期間内に提出して下さい。

1. 申請書等に不備（記載漏れ）がある場合は受理しません。
2. 申請期間を過ぎた場合は、いかなる理由であろうと申請書等を受理しません。
3. 申請の際には気付かなかった確認事項や不足書類等が後日見つかった場合、学生課生活支援係から1度だけ電話連絡をします。対応できるように生活支援係の電話番号を登録してください。また連絡した期限までに必ず確認事項の連絡や不足書類の提出を行ってください。
4. 記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、免除の許可を取り消します。

1. 前期・後期一括申請資格

- (1)経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2)前期申請時（4月1日）と後期申請時（10月1日）で家族状況・修学状況・家計状況等に変更がないもの

※以下に該当する場合は、一括申請をすることができません。

あらためて、後期分授業料免除の申請書類一式を提出してください。

- ・家族状況・修学状況・家計状況等に変更があった者
例）家族状況の変更（兄弟が就職して独立した、祖父母と一緒に住むことになった など）
修学状況の変更（兄弟が大学を退学した、自宅からアパートに引っ越した など）。
家計状況の変更（家族が仕事を辞めた、臨時所得(保険金、退職金等)があった など）
- ・既に当該年度後期分の授業料を納付した場合。

2. 免除の額

免除の額は当該学期(前期・後期)に納付すべき授業料の全額又は半額です。

3. 選考結果通知

- (1) 免除の選考結果の通知は、12月中旬頃の予定です。
- (2) 申請書を提出した者は、免除の決定があるまで口座振替は行いません。決定の通知があるまでは納付しないで下さい。
- (3) 免除結果が出てから約2週間後、不許可の場合は授業料の全額を、半額免除の場合は授業料の半額を大学に届出のあった口座から引き落とします。

◆授業料免除の選考は、従来どおり学期ごとにそれぞれ許可決定を行います。従って、学力基準・家計基準及び授業料免除予算内で実施することになりますので、申請者数、申請者全体の家計状況等により、前期と同じ結果になるとは限りません。

4. 申請期間・受付場所

(1) 申請書の配布・申請期間

1. 申請書の配布期間	令和6年7月17日(水)～9月13日(金)
2. 申請期間	令和6年7月17日(水)～9月13日(金) ※最終日は、17時15分締切

注1 申請期間終了後の受付は行いません。なお、申請期間の全期間に渡って、病気、実習や就職活動など特別な事情により指定された期間に提出できない場合は、理由書（任意様式）を作成し、学生課生活支援係に事前にご相談下さい。

注2. 郵送での申請を受け付けます。持参による提出と同じく3点以上の不足書類があった場合は、受理しません。

(2) 受付場所・時間

学生課生活支援係①窓口（平日 8:30～17:15）

（郵送の場合の送付先）〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地 鹿屋体育大学学生課生活支援係宛

II 提出方法・提出書類について

1. 申請に必要な書類一覧

申請は、下記のすべてを提出して下さい。

No	書 類	必要書類及び留意事項
1	申請者区分チェック	C区分の方のみ本紙(前期・後期一括申請用)の書類より授業料免除を申請ください。
2	後期分授業料免除申請に係る申立書	父母等関係者の署名が必要となります。
3	後期分授業料免除申請に係る申立書用チェックリスト	家庭状況等について申請者本人が確認し、チェックしてください。
4	令和6年度(令和5年分)の所得課税証明書 (市区町村発行のもの) (本人を含む世帯全員分)	①申請者と生計を一にする者全員（申請者を含む）分を提出。 ※就学前の者、兄弟姉妹等の就学者であって、 定職収入がない者 は提出不要です。 ただし 申請者本人（本学学生）は、定職収入がなくても提出が必要です。 ②収入がない場合でも必ず提出して下さい。例えば、専業主婦や高齢者等で収入がない場合は「所得0円」「課税台帳に記載なし」「非課税証明書」等の証明書が発行されます。 ※令和6年1月1日現在、住民票がある役場で発行できます。 令和6年1月2日以降に来日した私費外国人留学生については、所得課税証明書が発行されないため提出不要です。
5	選考結果通知用封筒 (長形3号, 110円切手貼付)	選考結果通知用 送付先の住所、氏名（学部学生は必ず「父母等関係者」宛）を記名し、110円切手を貼付してください。（次頁参照）

選考結果通知用封筒の書き方

(封筒サイズ…長形3号)

表	裏
110円切手 110円切手を貼付してください。 学部生は、父母等関係者の住所・氏名、 大学院生は、申請者本人の住所・氏名を記入してください。 「様」まで記入をしてください。 鹿屋 太郎 様 〇〇県〇〇市〇〇町 丁目〇番地 〇〇マンション〇号室	裏には、申請者(学生本人)の 学籍番号と氏名を記入してください。 学籍番号：〇〇〇〇〇〇 申請者：鹿屋 一郎

封筒のサイズは「長形3号」です。